

効率的な市民サービス提供のために 市役所の組織を変更します

固行政管理課 ☎027-898-6537



4月から次のとおり市役所の組織を変更しました。新たな政策や事業へ積極的に取り組み、市民サービスのさらなる向上を図ります。

①生活課を市民協働課に改称(新議会庁舎1階)②環境森林課を環境政策課に改称し、環境政策係をGX戦略係に改称(本庁舎2階)③環境森林課赤城森林事務所を農村整備課へ移管(粕川支所)④農村整備課集落排水係を下水道整備課へ移管(水道庁舎2階)⑤市街地整備課CCRC・計画推進室を官民連携まちづくり係へ改称(本庁舎9階)⑥公園管理事務所亀泉霊園・嶺公園の市営墓地に関する業務を公園緑地課へ移管(本庁舎8階)

新設する部署					
部署	部・課・係名	執務場所	電話番号 (市外局番は027)	担当事務	
総務部	防災危機管理課	防災計画係	898-5856	防災計画・防災マップ・防災訓練・避難所など	
		危機管理係	898-5935		
未来創造部	交通政策課	総合交通係	898-6302	地域交通(バス・鉄道・タクシー)政策・MaaS・自転車施策など	
		新モビリティ推進係	898-6263		
市民部	共生社会推進課	人権・男女共同参画係	898-6517	人権事業・男女共同参画・交通安全啓発・防犯推進・消費生活センター・隣保館など	
		交通安全・防犯係	898-5839		
		消費生活センター	898-1755		
		隣保館	285-5534		
こども未来部	こども支援課	保健センター2階 ※こども発達支援センターは1階	220-5701	児童手当・家庭児童相談・母子保健・こども発達支援センターなど	
	こども施設課	-	220-5705	保育所・私立幼稚園・認定こども園など	
健康部	保健予防課	予防接種係	保健センター4階	予防接種など	
	国民健康保険課	福祉医療係 後期高齢者医療係	本庁舎2階	福祉医療・後期高齢者医療など	
福祉部	社会福祉課	保護第六係	本庁舎1階	生活保護など	
教育委員会事務局	学務管理課	就学支援係	898-5812	就学奨励金・学籍・奨学資金・教育施策企画調整・PTA・寺子屋・海外研修・遊び場・交通指導員・教員人事・服務など	
		教育企画係	898-5865		
		教職員係	898-5816		
	学校教育課	学校財務係	898-5872	学校の予算編成・物品購入・GIGAスクール構想・教育関係職員の研修・教育関係調査研究など	
		情報教育推進係	898-5876		
		教育研修係	総合教育プラザ6階		230-9092
	生涯学習課	青少年教育係	前橋プラザ元気213階	212-4033	青少年健全育成・青少年団体・はたちのつどい・のびゆくこどものつどいなど
	教育支援課	教育調整係	230-9091	いじめ相談・非行防止・被害防止・不登校支援・ヤングケアラー・特別支援教育の推進・教育相談・幼保小連携・就学相談・児童文化センターの管理運営など	
		いじめ対策室	総合教育プラザ1階		212-4040
		青少年支援センター	212-4039		
特別支援教育室		総合教育プラザ4階	230-9095		
幼児教育センター		230-9089			
図書館	企画管理係	図書館本館	224-4314	図書館運営、新本館整備など	
	新本館整備室				
水道局	浄水課	施設管理係	敷島浄水場管理棟2階	231-3075	浄水場の維持管理・施設更新など
		施設整備係			



A 空き家活用リフォーム事業

空き家のリフォームやまちづくりの拠点などとして活用するための改修工事費を補助します。
 ④ 次の全ての条件を満たす住宅。① 空き家を購入や相続で取得し、リフォーム後に居住する
 ② 市内業者が実施する工事③ 昭和56年5月31日以前の建物は耐震工事を実施する
補助額=工事費の3分の1以内(上限80万円)



B 老朽空き家解体補助

昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された空き家の解体工事費用を補助します。
 ④ 次の全ての条件を満たす住宅。① 市内業者が実施する解体工事② 昭和56年5月31日以前に建築された建物
補助額=工事費の3分の1以内(上限20万円)

④ 次の全ての条件を満たす住宅。① 本市空き家バンクに登録し、契約が成立した物件② 本市一般廃棄物収集運搬業者名簿に登録されている市内業者が実施する
補助額=工事費全額(上限10万円)

④ 次の全ての条件を満たす住宅。① 本市空き家バンクに登録し、契約が成立した物件② 本市一般廃棄物収集運搬業者名簿に登録されている市内業者が実施する
補助額=工事費全額(上限10万円)



空き家対策補助事業を実施。空き家とは、居住している人がいなくなつてからおおむね1年以上経過した戸建て住宅のことです。事前相談がない場合や着工後の申請は受け付けできません。事前相談は4月5日(水)から開始。予算額に達し次第受け付けを終了します。



④Aについてはこちら



④Bについてはこちら

固 建築住宅課内空家活用センター
 ☎027・898・6081

事前相談を4月5日から受付開始
空き家対策に補助をします



C 空き家バンク家財処分補助

空き家バンクに登録後、契約成立した住宅の家財道具などの処分に係る費用を補助します。
 ④ 次の全ての条件を満たす住宅。① 本市空き家バンクに登録し、契約が成立した物件② 本市一般廃棄物収集運搬業者名簿に登録されている市内業者が実施する
補助額=工事費全額(上限10万円)

6月に受け付け
リフォーム工事補助

固 建築住宅課内空家活用センター
 ☎027・898・6081

市内の施工業者に依頼する個人住宅のリフォーム工事費用を補助します。

④ 次の全ての条件を満たす住宅で、建築年の古い順におおむね600件。① 着工前② 築20年以上経過している③ 所有者か配偶者が2年以上居住(住民登録)している④ 市内業者が実施する税抜10万円以上の工事⑤ 市税を滞納していない⑥ 過去に外装改修事業の補助を受けていない
補助額=工事費の3分の1(上限8万円)

市内の施工業者に依頼する個人住宅のリフォーム工事費用を補助します。

④ 次の全ての条件を満たす住宅で、建築年の古い順におおむね600件。① 着工前② 築20年以上経過している③ 所有者か配偶者が2年以上居住(住民登録)している④ 市内業者が実施する税抜10万円以上の工事⑤ 市税を滞納していない⑥ 過去に外装改修事業の補助を受けていない
補助額=工事費の3分の1(上限8万円)